

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（1A）の定例試験時、「D/G1Aロックアウトリレー動作」警報及びトリップ事象の発生、並びに当該発電機及び電源盤からの発煙が認められたため、当該発電機及び電源盤を点検・修理及び対応検討	As	炉規制法に基づく報告対象事象となったことから公表区分変更Ⅱ→Ⅰ 6月25日公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他： 12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水ポンプ（B）駆動用電動機下部（点検口及び油槽等）において、油の付着が認められたため、当該電動機を点検・清掃	D	
2	1号機	原子炉停止時冷却系熱交換器（A）の検査前確認において、据付ボルトの緩み（1箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
3	2号機	原子炉冷却材浄化ポンプ（A）軸封部メカニカルシールのパージ水配管オリフィス弁弁において、開閉表示板の紛失が認められたため、当該表示板を取付	D	
4	2号機	原子炉建屋（5階）燃料交換機遠隔操作室内設置の空調制御盤において、基礎部に亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	タービン建屋換気空調系南側給気処理装置内のドレンファンネルにおいて、詰まりが認められたため、当該ドレンファンネルを点検・修理	D	
6	4号機	原子炉格納容器機器ドレンサンプ出口放射線モニタにおいて、動作不良（ダウンスケール後、復帰する事象）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
7	4号機	発電機自動電圧調整器の電圧レベル設定器において、動作不良（発電機電圧の自動モードが設定目標値に達していないにもかかわらず除外される事象）が認められたため、当該設定器を点検・修理	C	
8	5号機	計器設定に関する確認において、所内ボイラドラム水位変換器の計器仕様表記載の補正ヘッド値に誤記が認められたため、対応検討	C	
9	5号機	主タービン潤滑油清浄装置フィルタ出口弁（A・B）において、ボンネットフランジ部及び配管との接合フランジ部の締付ボルト付近に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	原子炉冷却材浄化ポンプ室（A・B）の換気空調系室内外差圧制御装置に動作不良（ハンチング量の増加）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
11	6号機	循環水系復水器（C）第1水室逆洗弁の開度指示計にグリス付着による汚れが認められたため、当該開度指示計を点検・清掃	D	
12	集中環境施設	補助ボイラ（C）汽胴ガラス水面計の上部パッキン部より蒸気漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで